

保険契約における 免責条項の意義 —海上保険を題材として—

2021年3月13日

中 出 哲

早稲田大学商学学術院教授

ロンドン大学法学修士 (LL.M)、ケンブリッジ大学大学院法学研究ディプローマ
早稲田大学・商学 (博士)

nakaide@waseda.jp

話の流れ

1. はじめに
2. 法定免責
3. 損害保険約款における免責条項の例
4. イギリス法・約款との比較
5. 損害保険契約における免責条項の種類
6. 損害保険契約における「免責」の意味
7. 原因免責の特徴
8. 免責条項と不当性
9. まとめ

1 . はじめに

(1) 問題意識

何が保険支払いの対象となるか・・・保険商品の中核
保険金が支払われるかどうか・・・保険契約における中核的問題
免責条項の適用・解釈は特に重要

(2) 論点

- 免責条項はいかに解釈すべきか
- そもそも免責条項とはいかなる性格の条項として理解すべきか
 - 保険における免責は、ほかの種類の契約における免責とどのような点で異なるか
 - 保険における「免責」の意味は？

考察の流れ

テーマの内容、重要性

先行研究・学説

方法

- (a) 海上保険を題材：複雑で多様な危険、条項の発達
- (b) 法律条文と約款の条項を対象
- (c) イギリス法・約款との比較 → 示唆を得る

考察 損害保険を中心として、論点を抽出して考察

まとめ 問題提起 将来への課題

先行研究

(1) これまで

個別の免責の適用における豊富な研究 特に、故意免責
免責条項一般の法的性格についての議論は少ない
不当条項規制、消費者契約法との関連などでの議論

(2) 民法論者からの観察など

潮見佳男『債権総論I〔第2版〕』407頁（2003年、信山社）
契約における**減免責**と保険の免責条項は法的性格が異なるとする。
保険約款で免責条項と呼ばれているものは、保険者の責任がいったん設定されて
その責任を免ずるというものではなく、保険者のてん補の範囲、すなわち保険給付
の内容にかかわるもの。

ドイツの約款規制法、EUの消費者契約不公正条項指令
契約における主要な給付や価格を定める約款条項の扱い

2 . 法定免責 (1) 保険法における免責

17条 (保険者の免責)

保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた**損害をてん補する責任を負わない**。戦争その他の変乱によって生じた損害についても、同様とする。

...

51条 (保険者の免責)

死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、**保険給付を行う責任を負わない**。ただし、...

(1) 被保険者が自殺をしたとき ...

80条 (保険者の免責)

保険者は、次に掲げる場合には、**保険給付を行う責任を負わない**。ただし、...

(1) ...

保険法の免責（17条他） 特徴

任意規定（ただし、被保険者の故意による事故招致は絶対的免責とする説もある）

挙げている事由は、故意等と戦争等のみ

例示としての意義：モラルハザード、巨大リスク

免責の種々の種類のうち**原因免責**のみ規定

免責は約款による規律によるという基本的考え方

実務：法定免責事由も必ず約款に規定

保険法：免責事由として事由の列挙でなく、例えば17条は、「によって生じた損害をてん補しない」と規定。**事由 + 因果関係 + 損害のてん補**

例：免責の英訳例

法務省に日本法令外国語訳データベース

(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2775&vm=04&re=01>)

(保険者の免責)

第十七条 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他の変乱によって生じた損害についても、同様とする。

(**Exemption of Insurer from Liability**)

Article 17 (1) An insurer shall not be liable to compensate for any damage that occurs due to the willful act or gross negligence of a policyholder or an insured. The same shall apply to any damage that has occurred due to a war or any other social disturbance.

ちなみに 保険事故 insured event と訳されている

保険法における免責

1. 保険法17条等は、給付原因に関する免責
2. そこにおける「免責」とは？ **Exemption** か？

Exemption は **免脱**

一義的には責任があるが、例外的に、免じること

「責任を免じる」という点で共通するが、17条免責は同じ意味か？

cf 英米の保険約款で利用しているのは、**Exclusions** 除外
対象とはしないこと 給付の範囲における除外

→ 保険契約における免責は **exemption**か **exclusion**か？

法定免責 (2) 海上保険契約の場合

保険法の適用 海上保険契約にも適用される

故意等・戦争等 (17条)

商法 (海上保険契約) の適用

免責事由 (826条)

保険の目的物の性質・瑕疵

故意・重大な過失 * 保険法と同じ

戦争その他の変乱 * 保険法と同じ

船舶保険契約における船舶の不堪航 (注意を怠った場合)

貨物保険契約における貨物の荷造りの不完全

続く

海上保険関係の場合 続き

危険の変更関係 免責の効果を生むもの

契約締結後、保険期間開始前の航海の変更

→ **契約の失効**（帰責事由を問わない）（822条1項）

保険期間開始後の航海の変更

→ 責めに帰する場合、その時以降発生事故に対する**責任を負わない**
（822条2項）

発航、航海の継続の怠たり、航路変更、その他危険の著しい増加

→ その時以降の事故の**責任を負わない**。ただし、事故発生に影響しなかった場合、責めに帰することができない事由による場合は別（823条）

これらは、ハザードに関する免責（危険の限定）といえる

法律条文上の免責 小括

保険法

原因免責

ほかに、告知義務違反による責任免除あり（因果関係の特則付）
危険増加は、通知義務と解除権として条文化

商法（海上保険契約）

免責事由（原因免責）

危険の変動に関する免責

学説：危険の変革、危険の変動

*** 免責とは、exemption か exclusion か？**

3 . 損害保険約款における免責条項の例

実務で利用する用語は多岐

免責
免責危険 免責事故
不担保危険
除外危険
てん補しない損害
保険金を支払わない場合 など

免責に関する約款規定では、種々のレベルのものが混在する

前提条件・危険事情との変動に関する免責
原因に関する免責
損害の種類に関する免責
損害の量的制限 など

例：海上保険分野での免責条項 1

貨物海上保険 普通保険約款（東京海上日動）

「保険金を支払わない場合 その1～ その3」 として記載

その1（3条）故意・重過失 貨物輸送従事者の故意

その2（4条）自然の消耗・性質・欠陥関係、荷造り不完全、
輸送用具等の不適切、運送の遅延

その3（5条）戦争等、捕獲等、検疫等、ストライキ、テロ、原子核
など

* 別に野積みに関する規定あり

例：海上保険分野での免責条項 2

船舶保険 普通保険約款（東京海上日動）

「第2章免責 てん補しない損害 1～5」

その1（11条）戦争等、捕獲等、検疫等、ストライキ、テロ、原子核

その2（12条）故意・重過失関係

その3（13条）船舶の摩滅、腐食、欠陥、不堪航

その4（14条）官・船級不検査、登録抹消、航路定限外航行、
法令違反航海、戦争地域航行、所有者等の変更、
用途の変更 など

その5（15条）衝突責任関係の免責。 契約で加重された責任、
貨物に対する賠償責任、死傷等の責任

4 . イギリス法・約款との比較

1906年 海上保険法 55条 **Included and excluded losses**

(1) てん補する対象の原則

liable for any loss **proximately caused by** a peril insured against ... is not liable for any loss which is not proximately caused by peril insured against

(2) 特に、not liable for any loss

attributable to the wilful misconduct of the assured **proximately caused by** delay, although...

ordinary wear and tear, ordinary leakage and breakage, inherent vice or nature... or any loss **proximately caused by** rats or vermin, or for any injury to machinery not proximately caused by maritime perils

補足： イギリスの保険法は日本の保険法との違い

中心は判例法。裁判官の判決結果。Law と Act の違い
制定法（Act）は判例法を修正するもの、法典（Code）ではない

例外：**1906年海上保険法**（Marine Insurance Act 1906）
それまでの判例法を条文化したもの
それまでの判例法を変更したものではない

2015年保険法（Insurance Act 2015）

判例法とMIAの一部を変更したもの。網羅的な法ではない
告知義務、最大善意原則の位置づけ、ワランティなど

< 特徴 >

- 具体的な法、体系の欠如、一般論・抽象的議論を好まない
- 豊富な判例、世界中から訴訟が持ち込まれる
- 経験豊富な裁判官、専門的弁護士が厚い
- 世界の保険実務に対する影響力大

補足 warrantyとは？

イギリス

免責 exclusion → 損害との因果関係の立証が必要

ワランティ warranty → 損害との因果関係の立証不要
→ 危険の状態が終了しても復活しない

ワランティに対する批判の高まり 国際競争上の損得

判例法 2015年保険法における修正。任意規定
一定の危険事情を制限して危険の限定を図る。
if clause から while clause へ

参考：日本の海上保険（商法） 以後免責の制度

比較：イギリスの海上保険 貨物海上保険約款

協会貨物約款 (Institute Cargo Clauses) (A) 1/1/09

RISKS COVERED

Risks

1. This insurance **cover all risks** of loss of damage to the subject-matter insured **except as excluded** by the provisions of Clauses 4,5,6 and 7 below.

EXCLUSIONS

4. In no case shall this insurance cover
 - 4.1 loss damage or expense **attributable to** wilful misconduct of the Assured
 - 4.2 ordinary leakage, ordinary loss ...
 - 4.3 l d or e **caused by** insufficiency or unsuitability of packing...
 - 4.4 l d or e **caused by** inherent vice or nature
 - 4.5 l d or e **caused by** delay
 - 4.7 l d or e **directly or indirectly caused by or arising from** the use of any weapon or device employing atomic or nuclear fission and/or fusion ...
- 5.1 In no case shall this insurance cover loss damage expense **arising from**
 - 5.1.1 unseaworthiness of vessel ...

6 戦争危険の免責 7 ストライキ等危険の免責

比較：イギリスの海上保険 船舶保険約款

協会船舶約款 (Institute Time Clauses Hulls) 1/10/83

6. PERILS

6.1 This insurance covers loss of or damage to the subject-matter insured **caused by**

6.1.1 perils of the seas rivers lakes or other navigable waters ...

23 WAR EXCLUSION

In no case shall this insurance cover loss damage liability or expense **caused by**

23.1 war civil war ...

24 STRIKES **EXCLUSION** 25 MALAICIOUS ACT **EXCLUSION**

26 NUCLEAR **EXCLUSION**

他に、衝突責任に関する免責、航行区域その他に対する条件関係
控除 (deductible)、修繕費関係の不担保部分等の規定あり 20

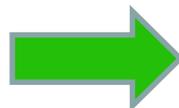
英語の用法

危険事情
(hazard)



因果関係

危険事故
peril
risk



因果関係

損害
loss damage expense
liability

保険事故、担保危険、perils covered、insured risks ……
免責、てん補しない損害、除外危険、exclusions ……

因果関係の用語

attributable to 故意の違法行為 (MIA、約款)

proximately caused by 担保範囲の原則 (MIA)

caused by 種々の危険、戦争危険 (MIA 約款)

arising from 船舶不堪航 (約款)

directly or indirectly caused by or arising from 原子核反応 (約款)

因果関係の用語なし 漏損 等 (MIA 約款)

日本 **相当因果関係**（判例理論） 「によって」「による」

しかし、何をもって相当原因とみるか？

相当原因は複数存在するか？ 割合的因果関係を認めるか？

イギリス法 **近因説** proximate cause

しかし、何をもって最も近い原因とみるか

当初、時間的に近い → 効果において

結局は、証拠が重要

英文契約上の種々の表現は解釈に影響を与えるか

caused by

proximately caused by

reasonably attributable to

arising from

directly or indirectly caused by or attributable to

イギリス法・約款との比較から得られる示唆

- イギリス法：補償の対象は、ペリル（リスク）と因果関係がある損害として原則が示されている。ペリルは偶発性を有する危険事象

日本保険法は、てん補責任を発生させる保険事故という概念を利用して、法的責任を発生させ、例外として免責する法的構造か？

- イギリス法では、まず補償の対象が示されて、その除外（exclusion）として除外事由（不担保危険）が平行に示されている。
→除外事由は担保範囲と一体として補償の範囲が示される。
法的責任が原則として発生し、例外的に免じる表現でなく、対象の範囲の問題として示されている。
- 除外事由の性格によって、因果関係の用語・有無に差を設けている。
→原因に関する除外は、因果関係と一体としてその適用範囲が設定される

5 . 損害保険契約における免責条項の種類



免責の種類

の免責 状態免責、爾後免責（以後免責）、ワランティ
の免責 原因における免責 例 故意、戦争
の免責 損害における免責 例 着色、臭い
は になる場合もある 例 破損
種類（被保険利益）による対象外 例：営業損失
量的免責 エクセス ディダクタブル など

+ + + の組み合わせもある
は、危険の変動として扱われる
は、告知義務の対象として扱われる ただし、因果関係不存在特則

免責条項の複数の次元

危険状態における免責 → 損害との因果関係を問わない

状態免責

以後免責（爾後免責）

イギリス：ワランティ（warranty）

種々 if clause while clause

原因形態における免責 → 損害との因果関係必要

発現した損害の形態における免責

+ などの組み合わせ

問題提起 1

用語の混乱

異なる事項に対して、「免責」という同一用語が利用されたり、
同一の事項に対して、実務では、「免責」「不担保」「不てん補」などの異なる用語が使われている

一般の契約における免責と異なり、**結果として、保険者の給付責任を免じる効果を生むが**、その法的性質は異なる様々なものが存在する

hazardに関する制限

原因事象（peril）に関する制限 * 因果関係伴う

損害形態（loss, damage）に関する制限

よって、その条項を「免責条項」として一律に論じることは相当か？

保険法17条等は、原因事象に関する免責のみ規定

しかし、各種の条項の意図は、いずれも危険担保の制限にある

6 損害保険契約における「免責」の意味

免責：責任を免じること 免責事由：責任を免じる事由
Exemption（免じること）か？ Exempt 免じる

免責事項に関する通説的理解

「保険事故に該当する事実が発生しても、**例外的に**保険者が保険給付義務を負わない事由」（山下友信『保険法』有斐閣、2005年、361頁）

「**例外的に**」 …… どのような意味か？

主張立証責任の配分

保険事故による損害の発生
免責事由によること

保険金請求者
保険者

保険契約における免責条項の解釈

免責条項の解釈・適用において、制限的に適用する裁判例
事実関係に基づく適用において当然

しかし、学説・著書などにおける記述には、次も見られる。

「免責条項は、**保険者を保護する**条項で、制限的に解釈して、免責の
範囲を狭く解釈すべき」

「保険者の**防衛のために置かれる**各種の免責事項」

利用者保護、消費者保護の観点重要

しかし、そもそも免責条項は、保険者を利する条項か？

条項の損得は、対価関係を踏まえて判断されるべきで、免責条項を
保険者保護とか保険者防衛の条項とみることは相当か？

物やサービスの契約との違い

免責： 責任が生じることについて、責任を免じる

除外： 対象から除外する

物の提供、サービスの実施などの義務

責任

一定の場合に責任を免じる

売買契約、運送契約、その他の契約 → →
は義務を果たせない場合 過失責任等のフィルター

保険契約

危険担保自体がサービス その範囲を示す いわば = +

cf 保険金支払い上の過失等の責任（遅延損害金の支払い）
この場合は、減免 → → といえる

一般の契約と保険契約における免責の違い

一般の契約 故意・過失等の基準による責任の限定

損害の発生

- 故意・過失等の基準によるスクリーニング（責任の基本的発生）
- 例外の除外（減免すべきかの価値判断による制限）
- 賠償責任

保険契約 給付は契約の目的そのもの。大数の法則等の原則

- 予測のため範囲限定が不可欠。損害保険では種々の原因と損害
- 限定を示して初めて補償の範囲を示せる

→「例外的」とはいえないのでないか

→免責にすることの価値判断を含めない。免脱ではない

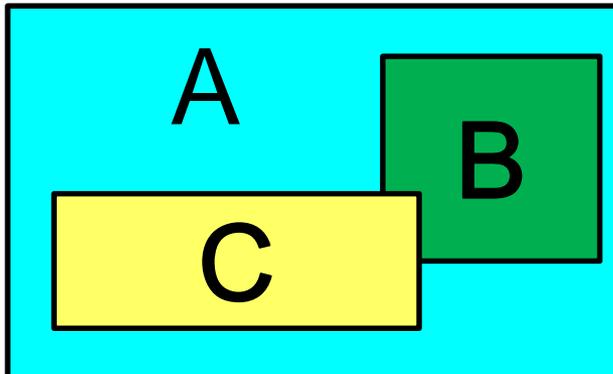
保険契約における免責は補償の範囲を示すうえでの方法

損害保険契約における補償の範囲

対象とする事由の列挙だけでは対象範囲の設定は不可能

賠償責任のような故意・過失などのスクリーニングはなく、免責の設定によって対象範囲を示す必要がある

免責危険は、一体となって初めて保険カバーの具体的範囲の設定が可能となる



担保範囲の示し方

$$A - (B + C)$$

A 担保範囲

B C 免責事由

考察 免責条項と表示方法

担保危険と免責の両者で対象を定める

対象の示し方の問題

免責において、減免すべきかどうかの価値判断は無関係であるべき

約款の起草技術上の問題

論理的には、カバーの範囲は同じでないか。

火災を対象とする。ただし、地震による場合を除く

地震による場合を除いて火災を対象とする。

地震によらない火災を対象とする。

A、B、Cの約款規定について、主張立証責任の分配は違うべきか？

実際に請求者は火災による損害、保険者は地震によることの立証

起草方法で立証責任を厳格に変えるべきかは疑問

問題提起 2

保険における各種の免責条項は、特定事象の除外であって、対象を明確化するために利用されている限定。該当する場合、結果として、保険者は責任を負わないことになるが、もともと対象でないから義務を負わないのであって、本来は責任があるが、例外的に、責任を負わないでよいとするもの、と理解することは適切ではないのではないか

免責という用語が、法的義務が発生したがそれを減免責するものと混同させないか

イギリスのように、**exclusion** が正確な理解でないか

保険における免責の本質は担保範囲設定上のものであり、結果として、保険の補償対象範囲になることのみをもとに、直ちに保険者保護、保険者防衛の条項とみることは相当でない。

担保範囲の設定は、保険料や引受可否に直接連動し、それを度外視して、条項の評価をすべきでない。

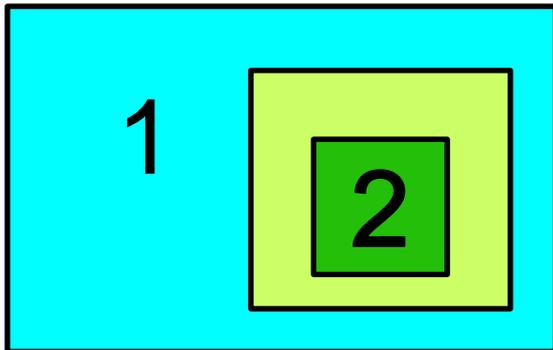
7 . 原因免責の特徴

原因免責の場合は、原因事象と因果関係がセットで初めて対象の限定がなされる

- ・ 因果関係の基準は一律・画一的でなければならないか
- ・ 免責の立証責任の困難性に対する斟酌が必要か
- ・ 範囲を示すうえで一律・画一的因果関係である必要はあるか

イギリスにおける各種用語からの示唆

→ 日本法において、異なる用語により因果関係の強さ（立証の程度）に差を設けるべきか、用語の違いをいかに解釈するか



原因免責は因果関係と一体

2の因果関係の幅により免責の範囲に違いが生じる

問題提起 3

原因免責 原因を免責する場合は、その範囲が重要
原因と因果関係のセットで初めて限定の範囲が設定される

その場合の因果関係の範囲は、原因の種類に応じていろいろと存在してよい 「相当因果関係説」はデフォルトルールと位置付けるべき

損害賠償責任におけるような因果関係と異なる設定もあり得る

その重大性（例：故意の違法行為）や広がり（例：原子力兵器、サイバー攻撃）などを踏まえて、広い範囲を免責とすることも合理性は認められる

しかし、いかなる文言をどのように解釈するか研究が必要
「直接的か間接的かを問わず」・・・どう解釈するか

8 . 免責条項と不当性

各種の免責条項は、危険の限定のためのもの
給付の対象範囲を限定するもので、サービスの中身自体
しかし、給付対象とならないという効果は重要

相当性（対象外とすることの正当性、対価関係の相当性）
明確性（除外となることについての明確性、透明性）

これらは、商品そのものの品質にあたる「契約の目的」
それが欠ける条項等は、その有効性や制限的解釈を図るべき
これは、消費者向けかどうかを問わない 保険契約に共通

加えて、消費者契約等に対する特別の配慮は必要
消費者契約法等に加え、消費者の保険理解可能性を前提とすべき

問題提起 4

免責条項は、直ちに、保険者を律する条項としてとらえるべきではない。その本質は、補償の範囲を示すための限定（問題提起2）

しかし、契約の中身であるからとして、不当条項規制の範囲外にすべきということにはならない。しかし、何をもって「不当性」を認定するか

条項の意味や効果などが明確でない場合、表面的な表示が与える合理的期待を覆す場合などは、「契約の目的の危殆化」

消費者契約に限定されない

保険契約の複雑性・理解困難性

消費者契約では、消費者保護の観点も加えるべき

免責条項の種類、効果等はさまざま（問題提起1）。

因果関係の文言も種々がありえる（問題提起3）

不当性は、具体的な内容をもとに判断すべき

8 まとめ

保険契約の「免責条項」とは何か？

免責（exemption）という訳語に関する素朴な疑問から出発

問題提起 1 異なる種々の限定の区別が必要

問題提起 2 その本質は、exemptionではなく、exclusion。
例外的（exceptional）と評価すべきものでもない

問題提起 3 原因の免責は因果関係と一体。
除外範囲に差を設けるために異なる用語も認めてよい

問題提起 4 担保と除外は一体として危険補償の範囲を示すが
その限定が不明確等の問題は、いわば商品の欠陥
そこから制限的解釈、条項無効化を導けないか
この観点は、消費者契約に限定されない

更に、研究を進めたい。

完

主要参考文献

- 加藤由作 『海上危険新論』 春秋社 1961年
- 葛城照三 『海上保険研究－「英法に於ける海上保険」の研究〔中巻〕』 葛城教授
海上保険研究刊行会 1950年
- 葛城照三 『1981年版 英文積荷保険証券論』 早稲田大学出版部 1981年
- 木村栄一 = 大谷孝一 = 落合誠一編著 『海上保険の理論と実務』 弘文堂 2011年
- 潮見佳男 『債権総論〔第2版〕』 信山社 2003年
- 山下友信 = 永沢徹編著 『論点体系 保険法1』 第一法規 2014年
- 山下友信 『保険法(上)』 有斐閣 2018年
- 山下友信 『保険法』 有斐閣 2005年

Jonathan Gilman, et. *Arnould: Law of Marine Insurance and Average*, 19th edition, 2018

Malcolm Clarke, *The Law of insurance contracts*, 5th edition, 2006

John Birds, *Bird's Modern Insurance Law*, 11th edition, 2019